平成２２年（フ）第２９５号
名古屋市港区港陽３丁目11番23号　第５協和ビル305号室、住民票上の住所名古屋市熱田区大宝４丁目10番11号
債務者　早川　弘世
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
愛知県岡崎市羽根北町３丁目４番地７　メイプル羽根北107、従前の住所愛知県岡崎市若松東２丁目10番地１　サンシティ若松401
債務者　日置　孝司
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４９４８号
東京都世田谷区砧２丁目10―10―207
債務者　西岡　真佑
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９５２号
東京都八王子市山田町1678―２―Ａ　102
債務者　蛭田　英男
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９８２号
東京都町田市鶴間148　第８都営金森３―408
債務者　池谷　房司
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９９３号
東京都中野区江古田４丁目５－６―103
債務者　星野　源治
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０３８号
東京都足立区保塚町14―８―202
債務者　山下　亜紀（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０４３号
東京都町田市図師町626―37―101
債務者　野土谷みづき（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０６７号
東京都中野区弥生町５丁目３―15―101
債務者　光岡　仁美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０８１号
東京都板橋区赤塚５丁目26―11　ヴィラコートマカベ２―101
債務者　日高　祐
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０８２号
東京都葛飾区柴又１丁目５－９―208　ウィンベル　ソロ高砂２
債務者　近森　競慧
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０８３号
東京都豊島区長崎１丁目10―８―504
債務者　鳥取　友和
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０８４号
埼玉県幸手市栄３―14―308
債務者　佐藤　富子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０８５号
埼玉県さいたま市中央区鈴谷５丁目11―９―101
債務者　大槻　美幸
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０８６号
東京都東村山市久米川町４丁目25―11―101
債務者　村谷　亜樹
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部